

保育士の負担軽減を図るため保育補助者を雇用する事業主さんへ

保育補助者雇上費 貸付制度のご案内

～保育補助者の雇上げに必要な資金を貸付けます～



募集期間

第1期

令和2年**5月11日**(月)～**6月25日**(木)《**必着**》

(令和2年4月から6月までの間に新たに雇上げを行った事業所等)

第2期

令和2年**12月1日**(火)～令和3年**1月15日**(金)《**必着**》

(令和2年7月から令和3年1月までの間に新たに雇上げを行った事業所等)

貸付対象

保育士の負担軽減を図るため、新たに保育補助者を雇用する次のアからエのいずれかに該当する事業者等

保育補助者とは…保育士資格を持たないが、保育所等に勤務し保育士の保育業務を補助する者です。保育所等の事務やその他の業務をする者は保育支援者といい、保育支援者は貸付の対象外となります。

- ア 保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く）
イ 小規模保育事業 ウ 事業所内保育事業 エ 企業主導型保育事業

貸付額・期間 ・保証人

- ・保育補助者1人限り年額2,953,000円以内（総額8,859,000円以内）（無利子）
ただし、一定の要件を満たす事業所等が2人以上の保育補助者を雇上げる場合年額2,215,000円を上限に加算することができます。
- ・貸付期間…保育補助者が勤務開始した日から3年以内
- ・連帯保証人が一人必要

申込み

- ・申請書類は茨城県社会福祉協議会へ請求して下さい。
- ・申請書等必要な書類をすべて揃えて茨城県社会福祉協議会へ提出して下さい。

貸付決定・ 交付

- ・書類等の審査を経て貸付決定された事業者には、貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結して頂きます。
- ・貸付金は申請者名義（法人名・事業者名含む）の金融機関口座（ゆうちょ銀行は除く）に振込みます。
- ・原則として、貸付金は年に4回（6月・9月・12月・3月）振込みます。ただし、初回分については貸付契約締結後となります。

返還免除

次の場合は貸付金が全額免除となります。

- ・保育補助者が保育の補助業務に従事し、かつ貸付期間中または貸付契約終了後1年以内に保育士の資格を取得したとき
- ・保育補助者が業務に従事し、かつ業務上の事由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため業務継続ができなくなったとき

次の場合は貸付金の一部が返還免除となります。

- ・保育補助者が県の区域内の保育所等において、貸付終了後1年以上、保育補助業務に従事したとき

返 還

返還免除の要件を満たさなくなった場合は返還となります。実際に貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に返還していただきます。
返還期間内に返還されない場合は、年5.0%の延滞利子が発生します。

返還猶予

次の場合は貸付金の返還を猶予することができますので、ご相談下さい。
猶予する期間は、原則1年以内です。

- ・保育補助者が保育業務に従事しているとき
- ・災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき

その他

貸付金の原資となる予算の関係上、予算の上限に達する場合には募集期間内に関わらず、募集終了とさせていただきます。

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

茨城県水戸市千波町1918番地 茨城県総合福祉会館3階 ☎029(350)8366